



伊勢原、厚木、秦野、愛川、清川の5市町村が観光振興で連携している「県央やまなみ地域」の魅力を、毎月順番に紹介します。紙面では伝えきれない5市町村の観光にまつわるコラムを、神奈川新聞ニュースサイトでも紹介します。右のQRコードからご覧ください。



カナロコ

第2回 丹沢の水の恵み 厚木名物・アユと日本酒

丹沢の山々が育んでいる清らかな水は、厚木の街に、さまざまな食の恵みをもたらしています。

今年も6月1日に釣りが解禁されたばかりのアユの資源を守るため、種苗放流に取り組んでいる人たちがいます。200年の歴史を誇る老舗の酒蔵は、地元で採れた酒米を丹沢の伏流水で仕込み、地産地消の日本酒づくりに乗り出しています。厚木名物を届けるために奮闘している現場を訪ねてみました◇続きはニュースサイトをご覧ください



初夏には釣り人が集まる相模川

厚木市商業観光課 ☎046-225-2820

空家等対策協議会の委員を募集

市の空家等対策計画について意見を述べていただきます。他の審議会などの委員である人は応募できません。

応募資格 市内在住で20歳以上の人(7月1日時点)ほか

募集人数 1人 **任期** 委嘱日(8月予定)から2年

報酬 会議1回につき5400円(年4回程度)

応募方法 市役所2階の担当で配布する応募用紙に必要事項を記入し、小論文「私が考える空き家もたらす問題とその解消方法について」(600~800字)を添えて、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)かFAX、電子メール、または直接担当にご提出ください◇応募用紙は市ホームページからも入手できます

締め切り 7月16日(火) **選考方法** 書類審査、面接

建築住宅課 ☎94-4782 ☎95-7614 ✉kenchiku@isehara-city.jp



10月から小児医療費助成制度・児童手当が変わります

小児医療費助成制度の改正

医療費助成を通じて子育て世帯の経済的支援を拡充するため、10月1日から小児医療費助成制度における助成対象を18歳までに拡大します。

新たに助成を受けるには申請が必要です。

対象 0歳~18歳の年度末までの児童の保護者

申込 6月24日に申請対象の人へ申請書を送付しました。7月中旬に郵送か電子申請、または直接市役所1階レストラン棟の専用窓口へ提出してください◇9月末ごろに医療証を交付します

児童手当法の改正

国が定める「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充を行います。児童手当や特例給付を受給している世帯には7月中旬に案内通知を送付します。それ以外の18歳の年度末までの児童がいる世帯には6月24日に案内通知を送付しました。適用は10月分(12月支給分)からです。

詳しくは市ホームページ、または担当へご確認ください◇下のQRコードからも閲覧することができます

市ホームページ



電子申請ページ

制度改正内容

◆支給対象児童の対象年齢が18歳の年度末までに拡大
◆算定児童の対象年齢が22歳の年度末までに拡大
◆3子以降の児童に係る支給額の変更
◆所得制限の撤廃
◆支払回数が年6回、偶数月に変更
◆事前の支払通知書の送付を廃止

制度改正に伴う手続き

対象者は申請が必要です。受給者が公務員の場合は職場で手続きをしてください。
対象 ①18歳の年度末までの児童を養育している児童手当・特例給付を受給している人②住民票上、別居している15歳の年度末から18歳の年度末までの児童を養育しており、児童手当・特例給付を受給している人③

養育している18歳の年度末から22歳の年度末までの子どもと18歳の年度末までの児童の合計人数が3人以上で児童手当・特例給付を受給している人
申込 ①の人は案内通知に同封している申請書、②③の人は担当窓口で配架、または市ホームページに掲載している申請書に必要事項を記入の上、郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)、または直接市役所1階レストラン棟の専用窓口へ提出してください◇①の人は下のQRコードからも申請可能
締切 ①8月30日(金) ②③9月30日(月)
子育て支援課 ☎94-4633

保険や年金に関するお知らせ

保険証などを更新します

国民健康保険に加入している人へ

8月から保険証が新しくなります。7月中旬に新しい保険証を世帯主宛てに簡易書留で送付します。記載内容をご確認ください。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から該当します。1日誕生日の人はその月からです。

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から保険証が新しくなります。7月中旬に新しい保険証を簡易書留で送付します。限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、8月以降も対象となる人には、併せて新しい認定証を送付します。

マイナンバーカードと保険証の一体化

マイナンバーカードと保険証が一体化され、12月2日以降は従来の保険証は交付されません。カードを持っていない人やカード保有者で保険証利用登録をしていない人には本人の申請による資格確認書が交付される予定です。従来の保険証廃止の時点で交付済みの保険証は、引き続き有効期限まで使用できます。

7月中旬に納税通知書などを発送します

令和6年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定納税通知書)を送付します。後期高齢者医療制度に加入している人へ、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します。

国民健康保険税の改定・変更

詳しくは納税通知書に同封するお知らせをご覧ください。

税率改定および課税限度額の変更

国民健康保険税の税率を改定します。また、課税限度額のうち、後期高齢者支援金等分が22万円から24万円になります(表参照)。

軽減判定基準額の変更
均等割額と平等割額に対する5割軽減・2割軽減の判定基準額を引き上げ、対象となる世帯の範囲を拡大します。

国民年金の免除・猶予制度

対象要件を満たす場合、申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。申請は最大2年1ヵ月前までさかのぼることができます。詳しくは担当が平塚年金事務所(☎22-11515)にお問い合わせください※失業または、新型コロナウイルス感染症の影響で一定以上所得が下がった場合は特例あり

対象

◇免除 本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の人
◇猶予 50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が

一定基準以下の人
国民年金課 ☎94-4520(国民年金) 介護保険料を改定しました
高齢化の進展に伴い、介護サービスなどを必要とする人が増加し、介護保険事業費の増加が見込まれることから、65歳以上の人の介護保険料を改定しました。

基準額(年額)はこれまでの6万6000円から7万2000円となっています。なお、段階ごとの保険料率の見直しや合計所得金額が1500万円以上とする新たな段階を創設しています。詳しくは本算定通知書に同封するお知らせ、または市ホームページをご覧ください。

本算定通知書を送付します
今年度の住民税の課税状況に基づき計算した本算定通知書を7月中旬に送付します。

介護保険料を改定しました。詳しくは本算定通知書に同封するお知らせ、または市ホームページをご覧ください。

(表) 国民健康保険税の税率および課税限度額

| 区分 | 医療給付費分 | | 後期高齢者支援金等分 | | 介護納付金分 | |
|-------|---------|---------|------------|-------|--------|-------|
| | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| 所得割額 | 5.32% | 6.20% | 2.20% | 2.22% | 1.94% | 1.96% |
| 均等割額 | 2万1000円 | 2万5400円 | 7800円 | 9200円 | 7500円 | 9000円 |
| 平等割額 | 2万800円 | 1万8000円 | 8700円 | 6500円 | 7200円 | 4800円 |
| 課税限度額 | 65万円 | | 22万円 | | 24万円 | |

*医療給付費分、介護納付金分の課税限度額は変更ありません